

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 1

個人情報ファイルの名称	交通災害共済申込者一覧	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 総務課	
個人情報ファイルの利用目的	佐賀県市町交通災害共済加入申込書の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 通し番号、2 受領年月日、3 電話番号、4 氏名（カタカナ）、5 加入者人数、6 住所（町名のみ）、7 受付場所、8 起票日	
記録範囲	武雄市に住民登録をしている者（市外に一時的に転出している者も含む。）で、佐賀県市町交通災害共済加入申込書の申込者	
記録情報の収集方法	本人から提出された加入申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 総務課	
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 2

個人情報ファイルの名称	新退職報奨金システム	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 防災・減災課	
個人情報ファイルの利用目的	消防団員の管理を行うため	
記録項目	1 団員番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 所属分団等階級、6 住所、7 電話番号、8 職業、9 退職報償金関係、10 死亡退職情報、11 消防団員履歴、12 消防表彰歴	
記録範囲	武雄市消防団に属しているもの 武雄市消防団に属していたもの	
記録情報の収集方法	武雄市消防団から提出された武雄市消防団団員名簿	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	武雄市消防団	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 防災・減災課	
	(所在地) 武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 3

個人情報ファイルの名称	武雄市消防団団員名簿	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 防災・減災課	
個人情報ファイルの利用目的	消防団員の管理を行うため	
記録項目	1 階級、2 入団年月日、3 在団年数、4 氏名、5 生年月日、6 住所、7 行政区、8 自宅（携帯）電話番号、9 勤務先及び職業、10 勤務先電話番号	
記録範囲	武雄市消防団に属しているもの 武雄市消防団に属していたもの	
記録情報の収集方法	武雄市消防団から提出された武雄市消防団団員名簿	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	武雄市消防団	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 防災・減災課	
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 4

個人情報ファイルの名称	家屋評価調書台帳（RKK 総合行政システム固定資産税オンライン・家屋評価システム）	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税台帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 所有者氏名、2 所有者住所、3 家屋所在地番、4 登記情報、5 家屋種類、6 構造、7 屋根の種類、8 建築年月日、9 主体、10 構築区分、11 階層、12 居数、13 特例の別、14 再建築費、15 評価額、16 新築・増築区分、17 経年減点、18 家屋評価平面図、19 家屋評価計算書	
記録範囲	武雄市に固定資産を所有する者	
記録情報の収集方法	登記済通知書・職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 税務課（武雄市役所）	
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 5

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税情報ファイル（RKK 総合行政システム軽自動車税オンライン）	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課事務を行うため	
記録項目	1 軽自動車情報（車両ごとの登録・廃車等基本情報）、2 軽自動車履歴情報、3 賦課履歴情報、4 課税情報、5 送付先情報、6 代納情報、7 収納情報、8 口座情報	
記録範囲	地方税法第443条の規定に該当する者	
記録情報の収集方法	軽自動車検査協会等からの申告書資料 納税義務者からの軽自動車税申告書資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 税務課	
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 6

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳（RKK 総合行政システム固定資産税オンライン）	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税台帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 固定資産所在地番、4 地目、5 住宅用地特例の別、6 地積、7 課税・非課税の別、8 市街化区域・市街化調整区域の別、9 特例の別、10 戸数、11 評価額、12 宅地按分の別、13 負担水準、14 課税標準額、15 減税額、16 税額、17 登記情報、18 家屋種類・構造、19 屋根の別、20 階層、21 建設年月、22 新築・増築区分、23 床面積	
記録範囲	武雄市に固定資産を所有する者	
記録情報の収集方法	登記済通知書・職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 税務課（武雄市役所）	
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 7

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税賦課台帳
行政機関等の名称	武雄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の課税事務を行うため
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 続柄、6 世帯番号、7 宛名番号、8 個人番号、9 健康保険証番号、10 世帯主に関する情報（氏名、生年月日、性別等）、11 国保資格取得日（届出日含む）、12 国保取得事由、13 国保喪失日（届出日含む）、14 国保喪失事由、15 収入状況、16 課税状況、17 納付状況、18 口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、口座名義人等）、19 年金特別徴収に関する情報（特徴義務者名、基礎年金番号、年金種別、特別徴収中止事由等）、20 住基喪失に関する情報（喪失事由、喪失日等）、21 国保税の減免に関する情報（減免額、減免前後の国保税額等）
記録範囲	武雄市に住民記録を有する被保険者及び有していた被保険者
記録情報の収集方法	・ 本人又は本人の代理人 ・ 実施期間内の他部署（市民課、健康課） ・ 行政機関・独立行政法人等（日本年金機構、地方公共団体情報システム機構） ・ 地方公共団体 上記機関等との法令等に基づく手続きによる
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	マイナンバー連携に接合している都道府県市区町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 税務課
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10

訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—	
備考	—	

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 8

個人情報ファイルの名称	市県民税オンラインシステム(RKK 総合行政システム市県民税オンライン)
行政機関等の名称	武雄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の課税事務を行うため
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 性別、5 続柄、6 個人番号、7 識別番号、8 学業・職業・職歴・勤務先、9 課税資料区分、10 各種収入所得金額、11 各種控除金額、12 扶養情報、13 婚姻状況、14 障害状況、15 課税標準額、16 各種税額控除金額、17 計算過程税額情報、18 所得税・復興特別所得税額、19 市県民税額、20 期割情報、21 年金特徴情報、22 収納情報、23 口座情報、24 居住状況
記録範囲	武雄市に住民登録を有する者 武雄市外住民で武雄市に居住実態があるとして当市より市県民税が賦課される者 武雄市外住民で武雄市に事業所を置き営業している個人
記録情報の収集方法	本人から提出される申告書、事業所から提出される各種法定調書、管轄税務署から提供される各種法定調書、自治体からの寄附金税額控除に係る申告特例通知書、職員の調査によるもの
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	マイナンバー連携に接合している都道府県市区町村 国税庁（当市管轄税務署）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 税務課
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備考	—		

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 9

個人情報ファイルの名称	確定申告書作成支援システム(税務 LAN システム)
行政機関等の名称	武雄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課
個人情報ファイルの利用目的	確定申告・市県民税申告の相談受付および個人住民税の課税事務を行うため
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 性別、5 続柄、6 個人番号、7 識別番号、8 電話番号、9 学業・職業・職歴・勤務先、10 課税資料区分、11 各種収入所得金額、12 各種控除金額、13 扶養情報、14 婚姻状況、15 障害状況、16 課税標準額、17 各種税額控除金額、18 計算過程税額情報、19 所得税・復興特別所得税額、20 市県民税額、21 口座情報、22 資産状況、23 居住状況
記録範囲	武雄市に住民登録を有する者 武雄市外住民で武雄市に居住実態があるとして当市より市県民税が賦課される者 武雄市外住民で武雄市に事業所を置き営業している個人
記録情報の収集方法	本人から提出される申告書、事業所から提出される各種法定調書、管轄税務署から提供される各種法定調書、自治体からの寄附金税額控除に係る申告特例通知書、職員の調査によるもの
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	マイナンバー連携に接合している都道府県市区町村 国税庁（当市管轄税務署）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 税務課
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備考	—		

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 1 0

個人情報ファイルの名称	償却資産申告書ファイル
行政機関等の名称	武雄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課
個人情報ファイルの利用目的	償却資産に関する課税の根拠となる資料のため
記録項目	1 住所、2 氏名、3 電話番号、4 屋号、5 個人番号又は法人番号、6 事業種目、7 事業開始年月、8 係名・電話番号、9 税理士名・電話番号、10 短縮耐用年数の承認、11 増加償却の届出、12 非課税該当資産、13 課税標準の特例、14 特別償却又は圧縮記帳、15 税務会計上の償却方法、16 青色申告、17 資産の所在地、18 借用資産、19 事業用家屋の所有区分、20 資産の種類、21 資産の名称、22 数量、23 取得年月、24 取得金額、25 耐用年数、26 増加事由、27 減少事由 等
記録範囲	武雄市で事業を行っている者
記録情報の収集方法	事業者からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 税務課
	(所在地) 武雄市武雄町大字昭和12番地10
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備考	—		

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 1 1

個人情報ファイルの名称	登記済通知書ファイル	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税台帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 所在地番、2 地目、3 地積、4 表示登記内容、5 登記原因および原因年月日、6 登記の目的、7 所有者、8 家屋番号、9 専有の建物番号（マンション等）、10 建物種類、11 階層、12 構造、13 床面積、14 不動産番号、15 建物平面図、16 地積測量図	
記録範囲	武雄市に固定資産を所有する者	
記録情報の収集方法	登記済通知書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 税務課（武雄市役所）	
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 1 2

個人情報ファイルの名称	納税管理人等オンラインシステム (RKK 総合行政システム 納税管理人等オンライン)	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税の 課税業務の適切な実施のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所	
記録範囲	納税管理人申請の申請者 相続人代表者届の代表者	
記録情報の収集方法	本人から提出される申告書、職員の調査によるもの	
要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名称) 総務部 税務課	
	(所在地) 武雄市武雄町大字昭和 1 2 番地 1 0	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 1 3

個人情報ファイルの名称	定額減税調整給付金オンラインシステム（RKK 総合行政システム市県民税オンライン	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	本給付金の給付を行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 家族状況、7 続柄、8 宛名番号、9 世帯番号、10 個人番号、11 住民税所得割額、12 推計所得税額、13 口座情報、14 申請番号、15 定額減税可能額、16 控除不足額、17 支給金額、18 代理人氏名、19 代理申請区分、20 代理人生年月日・年齢、21 代理人住所、22 代理人電話番号、23 オンライン申請の有無、24 公金口座申請の有無	
記録範囲	令和6年1月1日時点にて課税台帳に登録されている者（非課税者含む）	
記録情報の収集方法	本人または本人の代理人による確認書の提出又はオンライン申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 税務課	
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 1 4

個人情報ファイルの名称	口座振替管理情報ファイル	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 収納課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の口座振替を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 科目、5 金融機関コード、6 金融機関名称、7 口座番号、8 口座名義人、9 申請日、10 開始日、11 処理日	
記録範囲	口座振替登録を有するもの	
記録情報の収集方法	本人等から提出された届出書によるもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	武雄市指定金融機関、武雄市収納代理金融機関（本・支店）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 収納課（武雄市役所）	
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 1 5

個人情報ファイルの名称	収納管理情報ファイル	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 収納課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の収納を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 年度、7 年度分、8 科目、9 最終収納日、1 0 通知書番号、1 1 調定額、1 2 収納額、1 3 過納額、1 4 滞納額、1 5 納期未到来額、1 6 算定団体	
記録範囲	市内居住者（現在市外居住含む）、市内不動産及び償却資産所有者、市内に事業所を有する事業者、市内居住者（現在市外居住含む）の住民税特別徴収を行う事業者	
記録情報の収集方法	消込を行った納付（納入）データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 収納課（武雄市役所）	
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和 1 2 番地 1 0	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 1 6

個人情報ファイルの名称	滞納管理情報ファイル
行政機関等の名称	武雄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 収納課
個人情報ファイルの利用目的	市税の納付状況、折衝記録の管理、滞納処分をするため
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 個人詳細、7 住所氏名履歴、8 電話催促、9 世帯・関連者、10 税目、11 調定年度、12 課税年度、13 期別、14 通知書番号、15 納期限、16 調定額、17 未納額、18 納期未到来、19 滞納額、20 延滞金、21 滞納合計、22 記録、23 収納、24 賦課、25 調査、26 処分、27 催告、28 承継、29 基本、30 送付、31 連絡、32 口座、33 勤務、34 戸籍、35 訪問、36 グループ、37 生保
記録範囲	市内居住者（現在市外居住含む）、市内不動産及び償却資産所有者、市内に事業所を有する事業者、市内居住者（現在市外居住含む）の住民税特別徴収を行う事業者
記録情報の収集方法	国税徴収法 141 条に基づく調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 収納課（武雄市役所）
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和 1 2 番地 1 0
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備考	—		